

論説 中小会社の計算書類の信頼性の確保(1)アメリカ(1)

著者	弥永 真生
著者別名	Yanaga Masao
雑誌名	筑波ロー・ジャーナル
号	16
ページ	37-61
発行年	2014-05
その他のタイトル	Enhancing the Credibility of Financial Statements of SMEs(1)United States(1)
URL	http://hdl.handle.net/2241/00123122

中小会社の計算書類の信頼性の確保(1)

—アメリカ(1)—

弥 永 真 生

- 1 財務諸表の調製・レビューとアメリカ公認会計士協会の初期の対応
- 2 未監査財務諸表に関与した会計士の責任に関する裁判例
- 3 アメリカ公認会計士協会の対応
- 4 SSARS 後の裁判例
- 5 財務情報に係る非監査業務に関する会計士の責任—Kozlowskiによる整理

1 財務諸表の調製・レビューとアメリカ公認会計士協会の初期の対応

アメリカにおいては、監査以外の形で、会計士が財務諸表に関与することが広く見受けられてきた。このような業務は、正規の監査を受けることが要求されておらず、また、監査に対応するための社内体制の整備や経済的負担に耐えられない中小企業（*See e. g.* Raiborn [1982] p.18-28; AICPA [1985]）に対して、しかも多くの場合は中小会計事務所によって、広く提供されていた（*See e. g.* Guy and Winters [1972] p.47）。しかし、このような業務に関する詳細かつ明確な基準が策定・公表されておらず¹⁾、会計事務所によって業務内容が異なるという事態が生じていたし、また、そのような業務の内容についての裁判所の理解もまちまちであった。

Ronaldson v. Moss Watkins, Inc. 事件判決²⁾ は、精密監査ではなく、貸借対照

1) もっとも、未監査財務諸表をめぐる会計士の責任について、1940年代後半には、すでに注目され始めていた。*See A Reader* [1947]. *See also* Joint Subcommittee on Labor-Management Reform Legislation, House of Representatives [1959] p.71-72.

2) 127 So. 467 (La. 1930).

表監査³⁾を依頼されたという事案に関するものであったが、会計士は依頼人の記録の妥当性については責任を負わないと判断した。すなわち、この時期における貸借対照表監査は実質的には未監査財務諸表業務に類するものであった。また、*O'Neil v. Atlas Automobile Finance Corp.* 事件判決⁴⁾は、依頼人の記録から月次計算書を作成する業務に関するものであったが、裁判所は、被告（依頼人）に提出された月次報告書は非保証であり未検証であり（uncertified and unverified）、原告会計士が引き受けた業務は、個々の項目をチェックすることなく、被告の総勘定元帳を前提として財務諸表を作成することであったとした。そして、原告会計士が精密な月次の調査と被告の事業取引及び会計帳簿の監査をするために雇用されたのであれば、原告は被告の売掛金勘定の正確性を確かめ、会計帳簿の貸借が一致しているかを確かめ、それについての真実かつ正確な表明を被告に対してなす義務を負うとした（at 786）。

未監査財務諸表に適用されうる最初の文献であるといわれているのは、アメリカ会計士協会が1941年に公表した監査手続書第1号『監査手続きの拡張（Extensions of auditing procedure）』である（See e.g. Hartgraves[1975]p.18）。

3) 判決によると、精密監査においては、監査人は資産の実在性ならびに事業に係るすべての書類、帳簿、計算書などについて独立した検証を行う必要があるのに対し、貸借対照表監査においては、事業所及び使用人が保存している財産目録、帳簿、計算書などに基づいて資産と負債について貸借が一致していることを確保することのみが期待され、財産目録等は正しいものと仮定することができた（at 470）。実際、*The Federal Reserve Bulletin*の1917年4月号に所収された*Uniform Accounting*は、公共会計士等による「検証済みの財務諸表は、大きく次のように分類される。(a)帳簿の監査に基づいて証明書が発行された財務諸表。この場合には、棚卸資産の実地棚卸の立会や専門的鑑定人によるすべての資産の独立的鑑定は行われていない。(b)棚卸資産の実地棚卸の立会やすべての資産の独立的鑑定に基づいて検証された財務諸表」としたうえで、「現在の実務では、公共会計士（public accountants）によって証明された財務諸表のおそらく90%以上は、上記パラグラフ(a)に示すようないわゆる貸借対照表監査である」と指摘していた。なお、精密監査と貸借対照表監査との区別が争われた事件に係る裁判例として、*National Department Stores Corp. v. House of Fashion, Inc.*, 96 So.2d 473 (La. 1957)がある。また、貸借対照表監査についての詳細な邦語文献としては、たとえば、千代田[2008]参照。

4) 139 Pa. Super.346, 11 A.2d 782 (1940).

この手続書は、明示的には監査手続きが必要と考える範囲に及ばない場合における「意見差控え」(should not express the opinion)について規定していたにすぎなかったが(p.5.ただし、適切な場合には意見表明を省略した理由を記載する)、財務諸表への会計士の関与の事実が第三者に認識できる状況にある場合においては、会計士が関与した業務のうち、意見の表明が可能な監査業務以外すべてが意見差控えの対象となると解すると、未監査財務諸表に関する業務においては意見差控えを報告書において表明することになるという解釈があった。もちろん、意見の差控えは通常の監査業務を実施しようとしたにもかかわらず、何らかの理由によりその一部が実施不可能になり、必要と考えられる証拠が得られないか、あるいは未確定の重要事項がある場合に限定されるべきであり、監査の実施を前提としない業務に対して適用することは予定されていないと考え、未監査契約には監査手続書第1号の意見差控えについての規定は適用されないという見解も有力であった(See Montgomery [1940] p.601)。

その後、監査手続書第23号『意見が省略された場合の会計士報告書についての明確化(Clarification of accountant's report when opinion is omitted)』(1947年)では、対象となる財務諸表について総合意見を表明するために必要と考える範囲に監査手続きが及ばない場合は当該財務諸表について意見を述べる立場にはない旨を記載し、そしてその理由を明瞭に示すべきこととされた(para.6)。また、1949年にはこの手続書が改訂されたが、その際には、文書でまたは財務諸表に添付されるレターまたは長文式もしくは短文式報告書にインフォーマルな形で意見差控えを表明するか、監査の対象とされていない財務諸表が会計士の氏名が記載されている用紙を用いて作成されており、かつ、会計士のコメントが付されていないときは、財務諸表の各頁に目立つように(prominently)示された「監査されていない帳簿から作成された」というような警告文言が十分であると考えられると規定され(para.6)、未監査財務諸表に関する業務を会計士が行うことに明示的に対応された。もっとも、改訂後の監査手続書第23号も、コメントを付さずに、財務諸表を普通の用紙(plain paper)を用いて公表することについては規制を加えなかったため、かなりの

数の会計士が、この方法を用いていたと指摘されている（Blackwell [1979] p.6）。

他方、『一般に認められた監査基準：その重要性及び範囲（Generally Accepted Auditing Standards: Their Significance and Scope）』（1954年）の報告基準の4が、公認会計士は、彼が関与した財務諸表に対して総合意見もしくは意見差控えを表明しない場合または彼の氏名が印刷されている用紙に表示された財務諸表に対して何のコメントも付さない場合には、その財務諸表の各頁に「未監査」である旨を目立つように開示しないのであれば、会計士はその財務諸表に関与するものとして用いることを許容すべきではないと規定していたが、これは、1958年にはアメリカ公認会計士協会の倫理規定（Rules of Professional Conduct）にルール19として組み込まれた（さらに、職業倫理規定（Code of Professional Ethics）のRule 2.03に踏襲された）。

監査手続書第32号『限定と意見差控え（Qualifications and disclaimers）』（1962年）では、未監査財務諸表について、監査が実施されていない場合、または状況に照らして実施された監査手続きが微々たるもの（insignificant）であるときには、独立監査人が何らかの形で関与した財務諸表のすべての頁には明瞭かつ目立つように（conspicuously）に、彼のコメントを伴っているか否かにかかわらず、未監査である旨を示さなければならないとした（パラグラフ16）。また、独立監査人は虚偽またはミスリーディングであると考えられる未監査財務諸表にいかなる形でも関与することを拒まなければならないとされた（パラグラフ17）（これは、職業倫理委員会の意見書第8号を採り入れたものである）。1963年に、監査手続書第32号は、監査手続書第33号『監査基準と監査手続き（Auditing standards and procedures）』に統合されたが、第10章のパラグラフ17及び18は、監査手続書第32号パラグラフ16及び17を踏襲したものである。

その後、アメリカ公認会計士協会が1967年に公表した監査手続書（Statement on Auditing Procedure）第38号『未監査財務諸表（Unaudited Financial Statements）』（AICPA [1967]）⁵⁾は会計士が未監査財務諸表に「関与する（associated with）」⁶⁾場合における行為基準を示していた。もっとも、監査手

続書第38号は、会計士による財務諸表への「関与」を積極的に定義し、その場合に実施すべき手続きを規定するものではなかった。会計士が財務諸表に「関与した」ことによって、当該財務諸表を受領した第三者、場合によっては依頼人自身ですら、当該財務諸表の信頼性が高まったとみなしがちであることに鑑みて⁷⁾、そのような信頼を基礎として会計士の責任が生ずることを回避するため（Gutberlet [1980] p.314-316）の行為基準を定めるものであった。すなわち、未監査財務諸表とは、会計士が監査手続を全く実施していない財務諸表であるか、それについて意見を表明するに足りるだけの監査手続を実施していない財務諸表であるとされ、未監査財務諸表については、会計士は監査手続を実施するいかなる責任をも負わない（AICPA [1967] para.2）。他方、会計士が関与した未監査財務諸表には、「意見差控（disclaimer of opinion）」を明示しなければならないとされていた（AICPA [1967] para.4）。ここで、意見差控とは、会計士が当該財務諸表を監査しておらず、それゆえに当該財務諸表について意見を表明しない旨を示すものであり、意見差控は財務諸表に添付されまたは財務諸表に直接記載され、かつ、財務諸表の各頁に「未監査」と明瞭に表示されていなければならないとされていた。また、財務諸表が監査されたと誤解されることを防ぐため、会計士はなんらかの監査手続を実施した場合であっても、その旨を記載してはならないとされていた（AICPA [1967] para.8）。

2 未監査財務諸表に関与した会計士の責任に関する裁判例⁸⁾

未監査財務諸表に関する業務に係る責任が明確に争点とされた初期の裁判例

-
- 5) 1972年には、監査基準書第1号にセクション516として取り込まれた。
- 6) 会計士が、たとえば、会計帳簿の記帳代行のような業務を引受けた場合であっても財務諸表になんらかの形で自己の名前が表示されることを当該会計士が承諾したときまたは会計士が財務諸表を作成し、もしくは作成を補助した場合には、当該会計士は当該財務諸表に「関与した」とされる（AICPA [1967] para.3）。
- 7) See also Chazen and Solomon [1972] p.41-42.
- 8) このテーマについて、邦語文献で紹介したものとしては、古賀 [1990]（とりわけ、294頁以下）が詳細である。

としては、*Stanley L. Bloch, Inc. v. Klein* 事件判決⁹⁾がある。この事案では、会計士が顧客から提供された情報などに基づいて作成した財務諸表に誤謬があったが、当該財務諸表は意見を付すことなく会計士の業務用レターヘッド付用紙を用いて作成されており、顧客の帳簿及び記録中の未監査の数値に基づいて当該財務諸表が作成されている旨の免責条項（disclaimer）の印が押されていないという事実が存在した。そこで、裁判所は、上述したアメリカ公認会計士協会の職業倫理規定の Rule 2.03 違反を認定し（at 506）、損害の¹⁰⁾賠償義務を負うものとした。

そして、たとえば、*Escott v. Bar Chris Construction Corp.* 事件判決¹¹⁾や *Rhode Island Trust National Bank v. Swartz* 事件判決¹²⁾などにおいて、裁判所は、専門職業人の基準を専門職業的会計業務契約における責任を判断する上で依るべき基準として認めていた（Hartgraves [1975] p.71）¹³⁾。*Hartgraves*は、裁判所は、会計専門職業人がその業務実施の基準を設定する権限を支持しており、未監査財務諸表の作成についての公式かつ認められた（accepted）基準において要求されていない手続きを行わなかったことによっては公認会計士は有責とはされなかったと指摘していた（Hartgraves [1975] p.64）。

実際、*Anderson v. Strohm* 事件判決¹⁴⁾は、一般会計サービスを引き受け、財

9) 258 N. Y. S. 2d 501 (1965).

10) もっとも、認められた損害は報酬相当額と正しい財務諸表を確定するために生じた費用に限られ、原告の事業に生じた損害と会計士が免責条項を記載しなかったこととの間に因果関係があることについては十分な証拠が示されていないとした。

11) 283 F. Supp. 643 (1968).

12) 455 F. 2d 847 (4th Cir. 1972). この判決は、*Ryan v. Kanne* 判決（後掲注21）と同様、検証することを約定していない、情報の信頼性について意見差控えをすることによって、会計士は第三者に対する賠償責任を回避できるという立場によったものである。すなわち、依頼人との間の業務契約が独立した調査を認めている場合にのみ調査の義務が生じうるとした。もっとも、依頼人との間の業務契約が独立した調査を認めていない場合には、少なくとも、調査を行っていない旨を開示すべきであるとしていた（at 851）。

13) See also Hawkins [1959] p.821.

務諸表を調製した会計士の責任が問題となった事案につき、当該会計士は、未監査財務諸表の調製における一般に認められた会計の原則及び慣行から離脱していなかったとして、当該会計士は賠償責任を負わないとした。

また、*Stephens Industries, Inc. v. Haskins and Sells* 事件判決¹⁵⁾ は、監査の事案に関するものであるが、当該監査にあたっては、依頼人の指示に従い、売掛金につき会計事務所は顧客に対する確認を行わず、また、売掛金の回収可能性を検討しなかった。裁判所は、証拠に照らせば、会計事務所は専門職業人に求められる注意と技量を尽くしたと評価することができ、「依頼人から示された監査の範囲に従い、注意深く、自己の業務の成果を引き受けた業務と全く一致するように限定した」(at 361) と認定し、会計事務所は原告に対して損害賠償責任を負わないとした。ここでは、(任意) 監査についてでさえ監査(手続き)の範囲を限定することができ、それは、第三者に対しても主張できるという立場がとられている。

さらに、*MacNerland v. Barnes* 事件判決¹⁶⁾ も、原告と被告(会計士)との間に契約関係がなく、かつ、未監査財務諸表である場合について、とりわけ、意見差控えが明示された場合については、会計士に責任を負わせる説得力を有する先例を見出すことはできなかつたとし、*Ultramares* 事件判決 (*Ultramares Corp. v. Touche*, 255 N. Y. 170, 174 N. E. 441 (1931)) において *Cardozo* 判事が提示した準則から離脱する理由はないとした (at 371)¹⁷⁾。

他方、*1136 Tenants' Corporation v. Max Rothenberg & Co.* 事件では、会計事務所(被告)は、依頼人(原告)との間の契約によれば、会計事務所が引き受けたのは記帳代行業務にすぎず、監査手続を行うことは含んでいないと主張したのに対し、原告の損害賠償請求を認容した第1審判決¹⁸⁾ を維持し、ニューヨーク州最高裁判所控訴部¹⁹⁾ は、最も簡単な監査手続き (simplest audit

14) No.39112 (Super. Ct. Cal., October 5, 1971).

15) 438 F. 2d 357 (10th Cir. 1971).

16) 199 S. E. 2d 564, 129 Ga. App. 367 (1973).

17) See also Winters [1974] p.110-112, Rankin [1982] p.68-69.

procedures) を実施していさえすれば *Riker* の不正は発見できたはずである、被告が記帳業務のみを行うために雇用されたのだとしても、*Riker* によりなされているはずの支払伝票が欠けていることに被告は気づいており、少なくとも、その点については原告に通知する義務があったと認められ、被告がこれらの疑わしい状況を重要性がないと判断し、それらが無いものとして財務諸表を作成したことは是認されないとして、*Riker* による不正流用から生じた損害の賠償を命じた^{20, 21)}。

3 アメリカ公認会計士協会の対応

1136 Tenants' Corporation 事件判決をうけて、アメリカ公認会計士協会はタスクフォースを設置した。監査手続書第28号の下でも会計士は知り得た不正について調査・報告することを義務付けられていることから、タスクフォースは、*1136 Tenants' Corporation* 事件は監査手続書第28号の見直しを迫るものではないと結論づけたが (Task Force on Unaudited Financial Statements of

18) Supreme Court of New York County, No.10575/1965 (June 16, 1970). 被告は監査の実施を約定したにもかかわらず、当該契約において従うべき一般に認められた基準を遵守しておらず、したがって被告は契約不履行責任を負うと判示し、契約の内容が記帳業務であるか監査業務であるかにかかわらず、一定の監査手続きは必要とされ、会計士はその目的がなにてであろうと、財産の不正流用を発見する義務を負うとした。

19) 36 App. Div. 2d 804, 319 N. Y. S. 2d 1007 (1971). ただし、監査は実施されていない旨の書面が財務諸表に添付され、財務諸表の各頁に未監査である旨の注記がなされていたことに照らし、原告と被告との間の契約内容は記帳業務に限られたものであると考えられること、横領者が自身の横領の事実を暴くことになるような監査業務を会計士に依頼することは想定できないことなどを理由として、監査業務が契約内容であったと解することには疑義があるという反対意見 (*Steuer* 判事) が表明された。なお、アメリカ公認会計士協会及びニューヨーク州公認会計士協会が法廷助言者意見書 (AICPA and NYSSCPA [1971]) を提出したが、上告審判決であるニューヨーク州控訴裁判所判決 (30 N. Y. 2d 585, 281 N. E. 2d 846 (1972)) では、理由を付すことなく原判決が支持された。

20) *Blakely v. Lisac*, 357 F. Supp. 255 (Or. 1972) も、*1136 Tenants' Corporation* 事件判決に倣って、会計士は、監査でない記帳業務を行うときでも、提供された情報について最小限の調査を行う義務を有すると判示した (at 256)。

the Auditing Standard Division of the American Institute of Certified Public Accountants [1972] p.62)²²⁾、監査手続書第28号の枠組みの中での未監査財務諸表に対する会計業務の統一を図るため、ガイドラインを制定することとし、1975年にガイドラインを公表した (Task Force on Unaudited Financial Statements of the Auditing Standard Division of the American Institute of Certified Public Accountants [1975])²³⁾。このガイドラインでは、未監査財

21) *Bonhiver v. Graff*, 248 N.W. 2d 291 (Minn. 1976) は、会計士は財務諸表を調製したのではなく、帳簿記帳を依頼され、作成した調書及び修正仕訳を保険検査官に開示したという事案に関するものであるが、不正等が疑われる状況の下では、会計士は追加的な調査手続きを実施し、その実態を究明する義務を負う、不法行為法リステートメント第2版草案552条の立場によって (この判決は、*Ultramares* 事件判決における準則は妥当しなくなってきたとしていた)、この事案において、被告は保険監督者が被告の調書における表明 (representation) に依拠していることを現実に知っていたのであるから、過失による不実表示に係る責任を負うとの判断を裁判所は示した。*Coleco Industries, Inc. v. Berman*, 423 F. Supp. 275, 310 (E. D. Pa. 1976) , *aff'd in part*, 567 F. 2d 569 (1977) も、「会計事務所の責任は、引き受けたものによらなければならない、依拠可能性 (dependability) の拒絶によるべきではない。会計事務所は信頼性 (reliability) を否定する一般条項によって過失による責任を免れることはできない」とした *Ryan v. Kanne*, 170 N. W. 2d 395, 404 (Iowa 1969) (この判決は *C. I. T. Financial Corp. v. Glover*, 224 F. 2d 44 (2d Cir. 1955) を引用していた) を引用しつつ、当該事案における誤謬は捉えにくい (subtle) ものではなく、そのような誤謬を避けるためにはコストのかかるチェックや棚卸しは不要であったという事実関係の下では、監査済み財務諸表と未監査財務諸表とを区別する必要はないとした (footnote 60)。なお、*Ryan v. Kanne* 事件の事案においては、買掛金勘定については検証手続きによって正確な金額を算定するという合意がなされていたので、それについては、意見差控えという記載によって責任を免れることができないとしたものであって、買掛金項目以外については、未監査財務諸表であることを明示していること (意見差控え) によって、会計士の責任成立が妨げられるとの判断を裁判所は示した。

22) もっとも、たとえば、財務会計基準審議会の *Armstrong* は、「この国には、2つか3つの比較的小さな訴訟の結果として、未監査財務諸表に関与することの性質を再評価しておらず、おそらく変更していない多くの会計士が存在するのではないかと考えている」としていた (*Armstrong* [1974] p. 145-146)。また、*Horwitz* も、未監査財務諸表に関与する公認会計士にとっての潜在的リスクは監査済み財務諸表に関与する公認会計士にとってのそれと全く同じ大きさになった (has become just as great as) と評価していた (*Horwitz* [1974] p.29)。

務諸表についての会計業務を行う際に会計士が依頼人と取り交わすべき契約書式、会計業務として最低限実施すべき一連の手続き（監査手続きを含まない）について指針が示されていた。もっとも、このガイドラインでは、会計士の行う業務を正規の監査と未監査財務諸表に対する会計業務との2つにわけることのみが想定されていた。

しかし、1977年になって、アメリカ公認会計士協会は、未監査財務諸表に対する会計業務の内容を再検討するため、会計及びレビュー業務委員会（Accounting and Review Service Committee）を設置し、1978年には、会計及びレビュー業務基準書第1号（Statement on Standards for Accounting and Review Services（SSARS）No.1）（SSARS 1）を策定・公表した。SSARS 1は、正規の決算監査以外にも、会計士が財務諸表に関与することがありうることを前提として、会計士が未監査財務諸表に関与する場合の業務基準を定めたものであり、未監査財務諸表を対象とする会計業務の内容を明確にし、理解の統一を図ろうとしたものであった。すなわち、未監査財務諸表を対象とする会計業務を限定的な証明機能を有するレビュー業務と証明機能を有しないコンピレーション業務とに分けていた。このように、2つの業務を定義したのは、一方で、社内体制や経済的負担の観点から、正規の監査を受けることができない中小企業であっても、なんらかの形で自社の財務諸表について証明を受けたいという要請が強まっており、一部の会計士はこのような中小企業の要請に積極的に対応しようとしていたが、他方で、他の会計士は自己が提供する業務が監査手続きを明示的にも黙示的にも全く含まないものであることを明らかにしたいと望んでいたことを背景としている（Gutberlet [1980] p.315, Dzienkowski [1982] p.788-789）。

SSARS 1では、レビューは、当該財務諸表を一般に認められた会計原則そ

23) Chazenは、多くの実務家は監査済みから未監査への線を超えるのはどの時なのかを示してくれる明確な（black and white）ガイドラインを探していたと指摘していた（Chazen [1975] p.88）。

の他の包括的な会計基準に適合させるために、重大な修正を必要とする項目がないことにつき、限定的な保証を表明するものであるとした。会計士は、レビューを行う際には、企業が属する産業の会計原則や会計慣行について一定知識を得、企業の営業内容（企業の組織、活動の特色、資産・負債、収入・支出の性格等）について理解しなければならない（para.24 and 26）。手続きは、会社経営者、従業員に対する質問と分析的手続とからなる。会計士は、企業の採用する会計原則や会計慣行、その適用方法、取引の記録のような会計事項に関して質問することに加え、取締役会や株主総会の運営方法に関する質問も行う。分析的手続は、前期以前の財務諸表や次期の見積りとの比較によって、異常な関連性や項目を抽出することを目的として行われる。また、会計士は、財務諸表を閲読し、財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠しているかどうかを検討する（para.27）。会計原則への準拠、会計帳簿と財務諸表との一致のみならず、レビューにおいても、資産や取引の实在性は対象とされるが、質問と分析的手続という方法が用いられ、内部統制体制の調査・評価や確認等の実証的手続は、通常、実施されない。もっとも、会計士は、与えられた情報が不正確、不十分、その他満足のかないものであるとき、限定的な保証の基礎を得るために手続きを追加しなければならない（para.29）。

ところが、追加的な手続きとしてどのような手続きを実施すべきか、そして、どの程度の心証を得る必要があるのかは明示されておらず、会計士にとって責任追及のリスクが生ずるおそれが懸念されていた（*e. g.* Miller [1979] p.15-16, Goldwasser [1980] p.30. See also Gutberlet [1980] p.317-318）

レビュー業務が実施された場合には、レビュー報告書が財務諸表に添付されるが、SSARS 1の下では、レビュー報告書には、会計士がアメリカ公認会計士協会の定めた基準に従いレビューを実施した旨、レビューは質問と分析的手続とから成り、正規の監査より手続きが限定されており、財務諸表全体に対する意見表明は行われたい旨、及び、財務諸表を一般に認められた会計原則に適合させるために²⁴⁾、重大な修正を必要とする項目があるとは認められない旨が記載される（para.35）。

他方、SSARS 1の下では、コンピレーションとは、企業の経営者から示された情報を、いかなる保証も表明せずに、財務諸表の形で表示することであるとされている（para.4）。まず、コンピレーション業務を実施し、財務諸表を作成するにあたって、会計士は、企業の採用する会計原則、企業が属する産業の会計慣行について、一定の知識を取得しなければならないとされている（para.20）。コンピレーションは、財務諸表の調製を会計士が行うものであり、その業務を円滑に実施するために、取引の記録から始まる会計システムの各段階について、会計士の補助の必要があるか否かを把握する必要があるため、コンピレーションにおいては、当該企業が帳簿記入の代行、その他の会計事項に対する助言など、他の会計業務を必要としていないかどうかを確認するために、当該企業の環境の調査がなされる。

コンピレーションにおいては、会計士には、与えられた情報を検証することは求められないが、情報が明らかに不正確、不十分その他満足のいかないものであるとき、情報の付加、訂正を求め、この要求が受け入れられないときには、会計士はコンピレーションを打ち切る（para.12）。

そして、会計士は、作成された財務諸表を通読し、様式が整っているかどうか、会計原則の適用を含め、明白な誤りがないかどうかを確認する（para.13）。

コンピレーションが実施された場合には、コンピレーション報告書が財務諸表に添付されるが、コンピレーション報告書には、コンピレーションが実施されたこと、コンピレーション業務は経営者から提供された情報を財務諸表の形にして表示することにすぎないこと、財務諸表は監査またはレビューされておらず、会計士は財務諸表について、いかなる意見や保証も表明しない旨が記載される（para.14）。なお、業務の遂行中に、企業が一般に認められた会計原則に違反している事実が明らかになった場合には、会計士は、訂正を求めなけれ

24) レビュー実施中に、会計原則に対する違反が発見された場合には、会計士は適切な修正を行うことを求め、それが受け入れられないときには、その事実をレビュー報告書において明らかにしなければならない（para.39 and 40）。

ばならず、この要求が受け入れられないときには、会計士はコンピレーション報告書において、逸脱の事実を指摘しなければならない (para.39-41)。

コンピレーション報告書には、当該財務諸表は監査またはレビューされておらず、会計士は財務諸表について、いかなる意見や保証も表明しない旨が記載されるが、たとえば、*Kelly*は、会計士には、専門的判断に基づき、依頼人が記帳代行、データ処理の補助等の会計業務を必要としていないかどうかを検討し、また、与えられた情報が明らかに不正確・不十分であるときには情報の追加・訂正を求めなければならないこと、及び、会計士は財務諸表を通読し、その内容がコンピレーション業務、他の会計業務、以前の契約等により得た情報と矛盾しないかどうかを検討しなければならないとされていることから、コンピレーション業務は数字の単なる機械的な移し替えではないと論じている (*Kelly* [1979] p.21)。また、コンピレーション報告書において会計原則違反の事実を指摘しないことは、会計士の知る限り重大な会計原則違反のないことを間接的に示していることにもなるため、コンピレーション報告書の内容に信頼を置いた第三者に対し、当該会計士が損害賠償責任を負う可能性もあると指摘されている (*e. g.* *Gutberlet* [1980] p.331-334; *Solomon, Chazen and Miller* [1983] p.54)。

4 SSARS 1 後の裁判例

多くの裁判例は、レビューやコンピレーションにおける範囲の限定や明示的な免責条項や限定を根拠として、業務実施者である会計士の対第三者責任の成立を否定してきた (*See e. g.* *Donohue* [2011] p.2)²⁵⁾。たとえば、*William Iselin & Co., Inc. v. Landau* 事件判決²⁶⁾ は、当該事件において、会計士はレビューを行い、証明を行っておらず、意見は表明されていない、原告は独自の分析を行

25) たとえば、レビューが中位の保証水準の保証業務であるという位置づけを前提とするものとして *Otto v. Pennsylvania State Education Association*, 330 F. 3d 125, 133-134 (3d Cir. 2003) がある。

っている、会計士と原告との間の実質的な関係は認められない (insubstantial) として、*Credit Alliance Corp. v Andersen & Co.* 事件判決²⁷⁾ の要件がみたされていないとして会計士の責任を否定した。また、たとえば、*Lattanzio v. Deloitte & Touche LLP*, 476 F. 3d 147, 155 (2d Cir. 2007) や *Overton v. Todman & Co.*, 478 F. 3d 479 (2d Cir. 2007) は、レビュー業務を行う場合には財務諸表の訂正義務を会計士は負わないと判示した。

さらに、*First Indemnity of America Insurance Co. v. Letters, Meyler & Co.* 事件判決²⁸⁾ は、未監査である旨が報告書に明示されていたという事情の下で、報告書の作成時点において、第三者がそれに監査済財務諸表としての不当な (unwarranted) 地位を認め、利用することは合理的に予見可能ではなかったとして、会計士の責任の成立を否定した (See also *Pacific Investment Management Co. LLC v. Mayer Brown LLP*, 603 F. 3d 144, 152 (2d Cir. 2010))。

なお、*Margolies v. Landy & Rothbaum* 事件判決²⁹⁾ において、裁判所は、監査業務に従事する際には、医師や弁護士のような他の専門職業人と同様に高い注意義務の水準が会計士に要求されるとしつつ、当該財務見通しにおける会計士の報告書には未監査と記載されていたのであるから、会計士が引き受ける注意義務の水準は低くなったとし、会計士が引き受けた責任 (業務) の性格は不

26) 128 A. D. 2d 453, 513 N. Y. S. 2d 3 (1987). もっとも、裁判所は、SSARS 1に言及しておらず、この結論は専門家としての会計士の証言に依拠したものであると指摘されている (Spalding [1993] p.87, Kozlowski [1988] p.768)。しかも、上告審判決 (71 N. Y. 2d 420 (1988)) では、SSARS 1及び一般に認められた監査の基準に言及しつつ、レビュー業務の本質的性格は伝統的な監査業務のそれとは異なり、レビューと監査を同視することはできないとしつつ、その業務の遂行にあたって正当な注意を払う必要があると指摘した。もっとも、*Credit Alliance Corp. v Andersen & Co.* 事件判決及び *Westpac Banking Corp. v Deschamps*, 66 N. Y. 2d 16, 19を参照しつつ、会計士と原告との間には契約関係に近い密接な関係 [a relationship sufficiently approaching privity] の存在の立証がないとして、請求は棄却した (See e. g. Kozlowski [1988] p.768)。

27) 65 N. Y. 2d 536, 551.

28) 741 A. 2d 176 (N. J. Super. Ct. Law Div. 1998).

29) 136 Ill. App. 3d 635, 483 N. E. 2d 626 (1985).

法行為の成否を判断する上で考慮されるべき要因であると判示した。この判決については、裁判所が、少なくとも、将来財務情報に関わる非監査業務において、会計士が正当な注意義務を行使したか否かを判断するにあたっての最低限の基準としてアメリカ公認会計士協会が公表した『将来情報についての会計士業務に係る基準書』（1985年）を認めたことを示唆するという指摘がなされている（Kozlowski [1988] p.769）³⁰⁾。

しかし、未監査財務諸表に関与したことによって会計士が第三者に対して責任を負うと判断した裁判例も少なからず存在する。これらの裁判例は、未監査財務諸表における限定と免責条項が実効的であるという一般原則に対して2つの例外を認めるものである³¹⁾。

第1の例外は、意見差控え（免責条項）にかかわらず、裁判所は、契約された会計関連業務の性質に注目するというものである。

たとえば、*Seedkem, Inc. v. Safranek* 事件判決³²⁾ では、*Ultramares* 事件と当該事件とは質的に異なり、また、*Ultramares* 事件判決における準則に対しては強い批判が加えられており、契約関係の法理に依拠することは時代遅れであるとされたのみならず、未監査の旨が記載され、意見差控えがなされていたとしても、それは、財務諸表に依拠した第三者に対する会計士の過失責任の成立を妨げるものではないとした。

また、*Ryan v. Kanne* 事件判決を引用しつつ、*Spherex, Inc. v. Alexander Grant & Co.* 事件判決³³⁾ は、「法律問題として、第三者が、被告会計士によって調製さ

30) See also *Cast Art Industries LLC v. KPMG LLP*, 38 A. 3d 562, 570-571 (N. J. App. 2010) (AICPA's Code of Professional Conduct), *reversed and remanded by Cast Art Industries, LLC v. KPMG LLP*, 2012 N. J. LEXIS 152 (N. J., Feb. 16, 2012), *Abrams & Wofsy v. Renaissance Investment Corp.*, 820 F. Supp. 1519, 1532-1533 (N. D. Ga. 1993) (AICPA Advisory Services Guidelines).

31) *First National Bank of Bluefield v. Crawford*, 386 S. E. 2d 310, 314-315 (W. Va. 1989) (レビュー報告書に信頼を第三者が置いた事案).

32) 466 F. Supp. 340, 345 (D. Neb. 1979).

33) 451 A. 2d 1308, 1312 (N. H. 1982).

れた未監査財務諸表において示された情報に信頼を置くこと、または未監査財務諸表に示された情報の実体的正確性を検証する会計士に信頼を置くことが合理的ではないと解することはできない。もちろん、会計士が、会計専門職業人の中で共通の理解がある用語によれば「レビュー」ではなく単に「コンピレーション」を提供するか否かが引き受けた業務の範囲に関して差異をもたらすことはある。財務諸表が未監査であるという性質にかかわらず、*Spherex*は事実審において、会計事務所が顧客との間の業務契約において引き受けた義務についての証拠を提出することができる」とした。そして、*Seedkem, Inc. v. Safranek* 事件判決に照らし、この事件において、*Alexander Grant*が*Spherex*に対して実際にした明示的な表示または両者間の理解についての証拠がかりにあれば、財務諸表が未監査であるという事実と無関係に、*Alexander Grant*が*Spherex*に対して負う義務を修正すると判示した。

Union Bank v. Ernst & Whinney 事件判決³⁴⁾においても、裁判所は、裁判所は、SSARS 1の下でのレビューがなされた旨の記載を無視した。当該報告書が無限定適正意見を表明したものではないという事実は会計士を免責するものではないとして、裁判所は、会計事務所が引き受けた業務の性格よりは、業務の実施において行使された技能の水準に注目した。

このようなアプローチは、*Ashland Oil, Inc. v. Arnett* 事件判決³⁵⁾、*Badische Corp. v. Caylar* 事件判決³⁶⁾ などにおいても採られている。また、たとえば、*In re ZZZZ Best Securities Litigation*, 864 F. Supp. 960, 971 (C. D. Cal. 1994) は、限定的レビュー（limited review）における過失についても、会計士は賠償責任を負うとした。

第2の例外は、いかなる業務を引き受けていても、会計士は、事業体の帳簿に重要な虚偽を発見し、それを開示しなかったときには、責任を負うことがあ

34) 227 Cal. App. 3d 1389, 278 Cal. Rptr. 490 (1991).

35) 875 F. 2d 1271, 1284 (7th Cir. 1989).

36) 356 S. E. 2d 198, 200 (Ga. 1987).

るというものである (See Dzienkowski [1982] p.783)。これは、すでにみた *Bonhiver v. Graff* 事件判決、*First National Bank of Bluefield v. Crawford* 事件判決などのとる立場である。刑事事件との関連であるが、*United States v. Natelli* 事件判決³⁷⁾ は、未監査であっても、会計士は「きわめて疑わしい数値 (highly suspicious figures) を知りつつ、無謀に (in reckless) 目を閉ざす」ことはできないと判示した。

Robert Wooler Co. v. Fidelity Bank 事件判決³⁸⁾ も非監査業務を実施するという契約は、危険信号 (red flag) を生じさせる可能性のある疑わしい状況を無視することから生ずる責任からの防壁とはならないとした³⁹⁾。この事件では、会計士は、レビュー業務を行うことを依頼されており、依頼人との間で内部統制の評価を行う旨の契約は締結していなかった。一般に認められた監査の基準は、監査業務においては内部統制の調査及び評価を要求していたが、SSARS 1 は、レビュー業務において内部統制の調査及び評価を要求していなかったし、レビュー報告書には、レビューは一般に認められた監査の基準に従った監査に比較して範囲が相当に狭い旨の記載が行われていたことから、レビュー報告書において内部統制に関する言及はなされていなかった。しかし、裁判所は、レビュー報告書に会計士業務の範囲に関する明確な記載がなされていたにもかかわらず、不法行為リステートメント第2版299A条⁴⁰⁾ に依拠して、非監査業務を引き受けたことにより、会計士は、他の会計士が有するのと同程度の技能の

37) 527 F. 2d 311, 320 (2d Cir. 1975), *cert. denied*, 425 U. S. 934 (1976).

38) 479 A. 2d 1027, 1032 (Pa. Super. Ct. 1984), *appeal denied*, 528 A. 2d 957 (Pa. 1987)

39) なお、見積財務諸表のコンピレーションとの関連で、たとえば、*Cogan v. Triad American Energy*, 944 F. Supp. 1325, 1333 (S. D. Tex. 1996) 参照。

40) 「より多くのまたはより少ない技能あるいは知識を有している旨を表明しない限り、専門家または職業の一環としてサービスを提供することを引き受けた者は、当該専門家または職業に属する、同様のコミュニティーにおいて優良であるとされる者であれば通常有する技能と知識を行使することが求められる。」 See *L.B. Laboratories v. Mitchell*, 39 Cal. 2d 56, 244 P.2d 385 (1952), *City of East Grand Forks v. Steele*, 121 Minn. 296, 141 N. W. 181, 45 L. R. A. N. S. 205, Ann. Cas. 1914C 720 (1913), *Stern v Lanng*, 106 La. 738, 31 So. 303 (1901).

行使を引き受けたことになる」と判示し、会計士は、従業員の不正につながった内部統制の欠陥を経営者に報告しなかったことによる損害賠償責任を負うとした。

さらに、*Joel v. Weber* 事件判決⁴¹⁾では、裁判所は、*Iselin & Co. v Mann Judd Landau* 判決を引用し、引受けた業務をレビューであると性格付けることによって、注意義務を尽くして業務を遂行する義務を会計事務所が免れるものではないとした。そして、「無謀な (reckless) 不実表示がないということを知らずに会計士の知るところによれば真実であると証明する表明またはその真実性を真に信じていないという結論に達するほど薄弱な根拠に基づく意見はすべて責任を根拠づけるのに十分である。明白なものから目をそむけること、疑わしいものを調査しないことは、それらが十分に重大であるならば、貸借対照表に信頼を置いた者が被った損害について責任を課すのに十分な詐欺の推論につながる証拠を提供することがある。言い換えるならば、結果を顧みない無頓着さと無謀さは故意 (deliberate intention) にあたるとされることがある。」とした *State St. Trust Co. v Ernst* 事件判決⁴²⁾ を引用した。

これら2つの例外のほか、会計士がレビュー業務など監査ではない会計業務を行う場合に対第三者責任を負うとされる根拠として重要なものは顧客を知る義務などを尽くさず、アメリカ公認会計士協会のガイドライン⁴³⁾に従って業務が遂行されなかったというものである (See e. g. *Anderson v. Deloitte & Touche*, 66 Cal. Rptr. 2d 512, 56 Cal. App. 4th 1468 (1997))。これは、アメリカ公認会計士協会が公表してきたレビュー業務のガイドラインにおいて、会計

41) 166 A. D. 2d 130, 569 N. Y. S. 2d 955 (1991).

42) 278 N. Y. 104, 112 (1938).

43) 会計士の専門家責任が追及される事案においては、アメリカ公認会計士協会のガイドラインが専門家証人によって繰り返し言及され、裁判所も注意義務の水準の判断にあたってガイドラインに依拠するという傾向がみられる。e. g. *Cast Art Industries LLC. V. KPMG LLP*, 3 A. 3d 562, 570-571 (N. J. App. 2010) (ただし、209 N. J. 208, 36 A. 3d 1049 (2012) により破棄差戻し), *Abrams & Wofsy v. Renaissance Investment Corporation*, 820 F. Supp. 1519, 1532-1533 (N. D. Ga. 1993).

士は顧客が属する業種と顧客について十分な理解を得ることが求められてきた(会計及びレビュー業務基準書第1号及び会計及びレビュー業務基準書第19号)ことによる。

なお、ある専門職業人とその顧客との間に信認関係があるとされると、依頼を受けていなくとも、顧客が洗練されていない場合には、自主的に追加的な助言やサービスを提供することがその専門職業人に求められることがあるが(See e. g. *Nichols v. Keller*, 15 Cal. App. 4th 1672, 1684 (1993))、監査人は受認者であるとは通常みられておらず(See *Franklin Supply Co. v. Tolman*, 454 F. 2d 1059, 1069 (9th Cir. 1991))、レビュー契約における顧客が洗練されていないということはまれであるため、この法律構成により、会計士が責任を負うということはあまり考えられない。

証券訴訟との関連では、*Central Bank of Denver, N. A. v. First Interstate Bank of Denver, N. A.* 事件判決⁴⁴⁾が、教唆または幫助を理由とする Rule 10b-5 違反に基づく民事責任を否定している。すなわち、1934年証券取引所法10条b項及びRule 10b-5の下では、第三者が違法行為を援助しうる自らの役割について一般的に理解しており、さらに、第一次違反者に対して「実質的な支援(substantial assistance)」を与えたことに注目する(See e. g. *Kraakman* [1986] p.84, note 93)「幫助または教唆(aiding and abetting)」に基づく第二次責任の概念は認められないとした。もっとも、詐欺的方策を用い、または重要な虚偽表示を行った弁護士、会計士、銀行などが、1934年証券取引所法10条b項及びRule 10b-5の下で、第一次違反者として責任を負うことが否定されたわけではない。

そして、第一次違反者の責任は、開示文書の作成に実質的に携わっていないとしても、開示文書の交付または公表に寄与したと認められる者にも適用されると判示した裁判例(*In re Enron Corp. Securities, Derivative & ERISA Litigation*, 235 F. Supp. 2d 549 (S. D. Tex. 2002))⁴⁵⁾もあるが、証券訴訟において、裁

44) 511 U. S. 164 (U. S. S. Ct. 1994).

判所は、会計士が未監査財務諸表の作成に関与したというだけでは、作成者（creator）としての責任を負わせないのが通常である。

5 財務情報に係る非監査業務に関する会計士の責任—Kozlowskiによる整理

財務諸表または見積り財務諸表に係る非監査業務における会計士の責任を広く認めるべきであるとする根拠として、たとえば、*Spherex, Inc. v. Alexander Grant & Co.* 事件判決は、財務諸表における虚偽記載のリスクを公衆に負担させるのは不適切であること、責任を会計士に負わせることによって、会計士の業務水準を向上させることができること、会計士は、保険を用いて損失を分散することが可能であることを指摘していた。これに加えて、*Kozlowski*は、会計士は財務問題についての「警察官（policeman）」としての特別な注意義務を負っていると社会において認識されていることに照らすとより広く責任を引き受けていると理解することに合理性があることを挙げている（*Kozlowski* [1988] p.776）。実際、*United States v. Arthur Young & Co.* 事件判決⁴⁵⁾は、監査業務との関連においては「会社の財政状態を全体的に描写する公表報告書を証明することによって、独立監査人は顧客との業務実施契約を超えた公的な（public）責任を引き受ける。この特別な職務を遂行する独立公共会計士は会社の債権者及び社員ならびに投資を行う公衆に対して究極的に尽くす義務を負っている。」（下線部—原文における強調箇所）と判示したが（at 817-818）、このような考え方によって、契約関係法理にかかわらず、監査業務以外の業務により会計士が第三者に対して損害賠償責任を負うことがいくつかの裁判例では認められている（*e. g.* *Spherex, Inc. v. Alexander Grant & Co.* 事件判決、*International Mortgage Co. v. John P. Butler Accountancy Corporation* 事

45) See also *In re Software Toolworks Inc. Securities Litigation*, 50 F. 3d 615 (9th Cir. 1994), *In re Lernout & Hauspie Securities Litigation*, 286 B. R. 33 (D. Mass. 2002), *In re Lernout & Hauspie Securities Litigation*, 236 F. Supp. 2d 161 (D. Mass. 2003).

46) 465 U. S. 805 (1984).

件判決⁴⁷⁾など)。

もつとも、*Kozlowski*は、非監査業務から生ずる会計士の責任を拡大すべきであるとする見解のこのような根拠に対しては、次のような反論が可能であるとする (*Kozlowski* [1988] p.778-778)。

すなわち、第1に、財務諸表の監査業務と非監査業務としてのレビュー及び調製との間の本質的な差異から、会計士の責任には異なるレベルが存在することが正当化されるということが考えられる。つまり、監査業務においては、会計士の報告書において財務諸表が適正か否かに関わる意見が表明されるので、財務諸表に虚偽記載があった場合には会計士に責任を負わせるのは適切であるのに対し、非監査業務においては、会計士の報告書には財務諸表の適正性に関する意見を表明しない旨が記載されているので、会計士は、財務諸表における虚偽記載のリスクを全面的には引き受けない旨を利用者に言明したことになる。

したがって、未監査の報告書を受け入れることにより、投資家及び債権者は財務諸表における虚偽記載の責任を分担しなければならないと考えられるというのである。

第2に、会計士の責任を拡大することは、会計士が非監査業務を提供しないというインセンティブを生じさせるという指摘がある。アメリカ公認会計士協会が公表している監査基準その他未監査業務としてのレビューについて公表している基準よりも他の基準がレビューに適用されるのであれば会計士は財務諸表に対するレビュー業務を引き受けなくなるであろうというのである。

第3に、会計士に対する訴訟の増加は、医者や弁護士について、すでに生じているような保険危機、すなわち、会計士は保険料が高騰すれば、それを非監査業務の提供を受けることを必要とする小規模な会社に転嫁するが、そのような会社は、会計士に対する、そのような報酬の増加に耐えきれない可能性がある。そして、独立第三者によって調製された財務諸表なしには債権者や投資家

47) 177 Cal. App. 3d 806, 233 Cal. Rptr 218 (1986).

が資金を供給しないため、そのような会社が倒産に陥るという可能性があるというのである。

第4に、財務に関する警察官としての役割は連邦や州の規制当局に任せたいほうが適切であるという指摘がある。すなわち、そのような広い公的な責任を会計士に負わせることは、会社の財務に関わるすべての問題についての総合的な責任を、会計士が引き受けるという誤った認識を公衆に与えてしまうというものである。

第5に、会計士に対する責任を拡大するために裁判所が援用する理論は、厳格責任である製造物責任についての法理⁴⁸⁾に由来するものであるが、身体被害に係る製造物責任の法理を経済的損害に係る過失による損害賠償請求に裁判所が適用することは不適切であるという指摘が可能であるとされている。

Bibliography

- AICPA (American Institute of Certified Public Accountants) [1958] Rules of Professional Conduct, As Revised January 20, 1958, in: AICPA, *By-Laws/Rules of Professional Conduct/Numbered Opinions of the Committee on Professional Ethics*, AICPA, 1958
- AICPA (American Institute of Certified Public Accountants) [1967] *Statement on Auditing Procedure No.38, Unaudited Financial Statements*
- AICPA (American Institute of Certified Public Accountants) [1985] *Audits of Small Business*, AICPA
- AICPA (American Institute of Certified Public Accountants) and NYSSCPA (New York State Society of Certified Public Accountants) [1971] AICPA - NYSSCPA Brief in 1136 Tenants' Corporation Case, *Journal of Accountancy*, vol.131, no.3: 57
- Armstrong, M. S. [1974] The Work and Workings of the Financial Accounting Standards Board, *Business Lawyer*, vol.29: 145 - 150
- Blackwell, B. D. [1979] *Guidelines for Determining the Nature of Procedures for Unaudited Financial Statement Engagements* (Dissertation, University of Arkansas), UMI
- Chazen, Ch. [1975] Unaudited Financial Statements, *Journal of Accountancy*, vol.140, no.5: 88 - 91

48) *Escola v. Coca Cola Bottling Company of Fresno*, 24 Cal. 2d 453, 150 P. 2d 436 (1944).

- Chazen, Ch. And K. I. Solomon [1972] The “Unaudited” State of Affairs, *Journal of Accountancy*, vol.134, no.6: 41 - 45
- Cogliati, N. [1968] Unaudited Financial Statements: disclosure of reservations, *Journal of Accountancy*, vol.125, no.4: 59 - 62
- Davis, E. F. and J. W. Kelley [1972] The Engagement Letter and Current Legal Developments, *Journal of Accountancy*, vol.134, no.6: 54 - 59
- Donohue, E. F., III [2011] Assessing the Liability Risks of Review Engagements, *The Professional Line* (Hinshaw & Culbertson LLP), vol.11, no.3: 1 - 3
- Dzienkowski, J. S. [1982] Accountants’ Liability for Compilation and Review Engagements, *Texas Law Review*, vol.60, no.4: 759 - 819
- Ehrlich, C. P. and J. D. Williams [2008] Limiting Liability through Contractual Agreement, *The CPA Journal*, vol.78, no.12: 54 - 59
- Federal Deposit Insurance Corporation [1992] *Interagency Advisory on the Unsafe and Unsound Use of Limitation of Liability Provisions in External Audit Engagement Letters* (July 2), 57 Fed. Reg. 29491
- Feinman, J. M. [2000] *Professional Liability to Third Parties*, American Bar Association
- Ferrucci, J. D. and S. D. Baron [1998] The Surety’s Claims against Third Parties, in: Bachrach, G. J. (ed.), *Salvage by the Surety*, American Bar Association: 209 - 262
- Garrison, M. J. and J. D. Hansen [1999] Using the Engagement Letter to Limit Auditors’ Professional Liability Exposure, *Ohio CPA Journal*, vol.58, no. 3: 59 - 62
- Goetsch, R. F. and Ch. R. War [2007] Deciding to Litigate: the surety’s recourse against third parties, in: Burner, Ph. L. and T. L. Haley (eds.), *Managing and Litigating the Complex Surety Case*, 2nd ed., American Bar Association: 173 - 258
- Goldwasser D. L. [1980] Liability Exposure in Compilation and Review Services, *The CPA Journal*, vol.50, no.9: 27 - 31
- Gregory, W. R. [1978] Unaudited, but OK?, It is now appropriate for the profession to embrace limited assurance, the author believes, *Journal of Accountancy*, vol.145, no.2: 61 - 65
- Gutberlet, L. G. [1980] Compilation and Review of Financial Statements by an Accountant, *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, vol.3, no.4: 313 - 338
- Guy, D. M. and A. J. Winters [1972] Unaudited Financial Statements: a survey, *Journal of Accountancy*, vol.134, no.6: 46 - 53
- Hartgraves, A. L., Jr [1975] *A Study of the Role and Responsibilities of Certified Public Accountants in the Preparation of Unaudited Financial Statements* (Dissertation, Georgia State University), UMI
- Hawkins, C. S. [1959] Professional Negligence Liability of Public Accountants, *Vanderbilt Law Review*, vol.12, no.3: 797 - 824
- Hepp, G. W. [1972] Checklists for Unaudited Financial Statements, *Journal of*

- Accountancy*, vol.134, no.6: 63 - 64
- Horwitz, R. M. [1974] Unaudited Financial Statements-What they are and how to protect yourself, *Practical Accountant*, vol.7, no.3: 26 - 29
- Joint Subcommittee on Labor - Management Reform Legislation, House of Representatives [1959] Hearings on financial reports of labor unions, *Journal of Accountancy*, vol.108, no.1: 71 - 77
- Kelly, Th. P. [1979] Compilation and Review: a revolution in practice, *The CPA Journal*, vol.49, no.4: 19 - 27
- Kozlowski, A. L. [1988] Accountants' Liability for Unaudited Historical and Prospective Financial Statements, *San Diego Law Review*, vol.25, no.4: 757 - 780
- Kraakman, R. H. [1986] Gatekeeper: The Anatomy of a Third - Party Enforcement Strategy, *Journal of Law, Economics, and Organization*, vol.2, no.1: 53 - 104
- Lytle, R. C. [1963] Explicit Disclaimer Recommended for Unaudited Financial Statements, *Journal of Accountancy*, vol.116, no.1: 71 - 72
- Miller, S. K. [1979] The Scope of Accountants' Liability under SSARS No.1 Remains Unclear, *The National Public Accountant*, vol.24, no.10: 14 - 22
- Montgomery, R. H. [1940] *Auditing Theory and Practice*, 6th ed., The Ronald Press
- Moyer, C. A. [1951] Early Developments in American Auditing, *Accounting Review*, vol.26, no.1: 3 - 8
- Nest, R. A. [1968a] Statement No.38 - Unaudited Financial Statements, *Journal of Accountancy*, vol.125, no.2: 63 - 67
- Nest, R. A. [1968b] More Inquiries on Statement No.38, *Journal of Accountancy*, vol.125, no.4: 62 - 63
- Public Company Accounting Oversight Board [2006] *Standing Advisory Group Meeting, Emerging Issue—The effects on independence of indemnification, limitation of liability, and other litigation - related clauses in audit engagement letters* <http://pcaobus.org/News/Events/Documents/02092006_SAGMeeting/Indemnification.pdf>
- Raiborn, D. D. [1982] *Audit Problems Encountered in Small Business Engagements*, AICPA
- Rankin, L. J. [1982] *A Study of the Effects of Compilation and Review Reports on CPAs' and Bankers' Perceptions of Reliability of Financial Statements* (Dissertation, Michigan State University), UMI
- Rankin, L. J. [1984] The Development of Compilations and Reviews, *Accounting Historians Journal*, vol.11, no.1: 63 - 82
- Raspante, J. F. and R. Rosario [2001] Understanding and Minimizing CPA Liability, *The CPA Journal*, vol.71, no.5: 19 - 23
- A Reader [1947] Auditor's Report, *Journal of Accountancy*, vol.83, no.1: 68 - 79
- Reinstein, A., P. G. Lobingier and B. P. Green [2009] Limiting Accountants' Liability

- through Engagement Letters, *The CPA Journal*, vol.79, no.11: 52 - 57
- Rosario, R. [1995] Making Documentation Pay off, *Journal of Accountancy*, vol.179, no.2: 70 - 74
- Solomon, K. I., Ch. Chazen and R. L. Miller, Jr. [1983] Compilation and Review: the safety factor, *Journal of Accountancy*, vol.156, no.1: 50 - 58
- Spalding, A. D. [1993] An Analysis of Statements on Standards for Accounting and Review Services No.1, *Research in Accounting Regulation*, vol.7: 81 - 93
- Task Force on Unaudited Financial Statements of the Auditing Standard Division of the American Institute of Certified Public Accountants [1972] Interim Report of the Task Force on Unaudited Financial Statements, *Journal of Accountancy*, vol.134, no.6: 62 - 63
- Task Force on Unaudited Financial Statements of the Auditing Standard Division of the American Institute of Certified Public Accountants [1975] *Guide for Engagements of Certified Public Accountants to Prepare Unaudited Financial Statements*, AICPA
- Terrell, J. H. [1973] Minimum Standards for Unaudited Financial Statements, *Journal of Accountancy*, vol.135, no.5: 54 - 60
- Van Son, W. P., D. M. Guy and J. F. Betts [1982] Engagement Letters: What practice shows, *Journal of Accountancy*, vol.153, no.6: 72 - 81
- Wegman, J. [2007] Impact of the Sarbanes - Oxley Act on Accountant Liability. *Journal of Legal, Ethical, and Regulatory Issues*, vol.11, no.1: 75 - 93
- Winters, A. J. [1974] *Unaudited Financial Statements: a delineation of issues, survey of practice, and statement of responsibility* (Dissertation, Texas Tech University)
- Wolfe, J. and S. Anderson [2001] A Nice Niche - If you minimize liability risk, *Journal of Accountancy*, vol.191, no.2: 49 - 53
- 近江正幸 [1981] 「未監査財務諸表問題の米国における歴史的展開」成蹊大学経済学部論集 18号 (11 巻 2号) : 114 - 130
- 片木晴彦 [1987] 「会計及びレビュー業務基準ステートメント第一号について—「調査・指導」への示唆—」*広島法學* 10 巻 3号: 243 - 264
- 古賀智敏 [1990] 『情報監査論』(同文館)
- 千代田邦夫 [2008] 『貸借対照表監査研究』(中央経済社)
- 山浦久司 [2000] 「保証業務の論理とニーズの構造」山浦久司編『会計士情報保証論』(中央経済社) : 3 - 28

本研究は JSPS 科研費 _25285026 の助成を受けたものです。

(やなが・まさお 筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻教授)